

繩生廃寺・直線の基準線・朝明評衙

山田 猛

縄生廃寺・直線的基準線・朝明評衙

山田 猛

要約

三重県三重郡朝日町縄生（伊勢国朝明評）に所在する縄生廃寺の塔跡北方の版築は、塔と同様に真北に沿っており、桁行5間・梁間4間の南面する金堂跡と推定した。さらに、この基壇は西面を塔の東面と揃えて一直線上にし、塔から北に35尺の間隔をおいていると推測した。そして、この創建は塔と同じ7世紀後葉と理解した。そのうえで、平地や丘陵地に建立された寺院について、仏地の堂塔や僧地の堂舎の配置状況が違うことに注目した。

一方、眺望の良い山や主要な古墳と神社が一直線に並ぶことに着目した。そして朝明郷（評）内で具体的に検討し、直線的な古代の官道や条里地割などを施工するための測量に必要な直線的基準線（「垂坂ライン」や「糠塚ライン」「井後ライン」「八幡ライン」）の存在を想定した。さらに、これらに並行する官道を推定し、久留倍官衙遺跡との位置関係や「狭残行宮」の所在地も考察した。

また、久留倍遺跡における官衙遺構は壬申の乱（672年）時点には未成立だったと理解し、当時の朝明評衙の候補遺跡を縄生廃寺の所在する朝明川北岸の額田評（郷）で検討した。

そして、壬申の乱に際して大海人皇子が天照太神を望拝した川の比定に関する近年の論争を、「迹太川論争」と呼んだ。そのうえで、朝明評付近での行程は「迹太川」（米洗川）→「男依」の報告→朝明川北岸の朝明「郡家」→「桑名郡家」だったと考えた。

キーワード

縄生廃寺 直線的基準線 垂坂ライン 糠塚ライン 井後ライン 八幡ライン 推定官道 狭残行宮 朝明評衙 迹太川論争

1 縄生廃寺

（1）概要と課題

朝明郡（評）の郷（里）（図1） 縄生（なお）廃寺⁽¹⁾の所在した旧伊勢国朝明郡（評）には、『和名類聚抄』から田光・杖部・大金・額田・豊田・訓覇の6郷（里）が知られている。しかし、この位置や範囲については必ずしも定説化しておらず、いずれの説も古地形の復元を前提としていない。また、主要な平野部とこれに接する丘陵部を別な郷（里）に分けてしまうなどの不自然な比定も見られる⁽²⁾。そこで、小稿に直接関係する額田・豊田・訓覇郷（里）について、

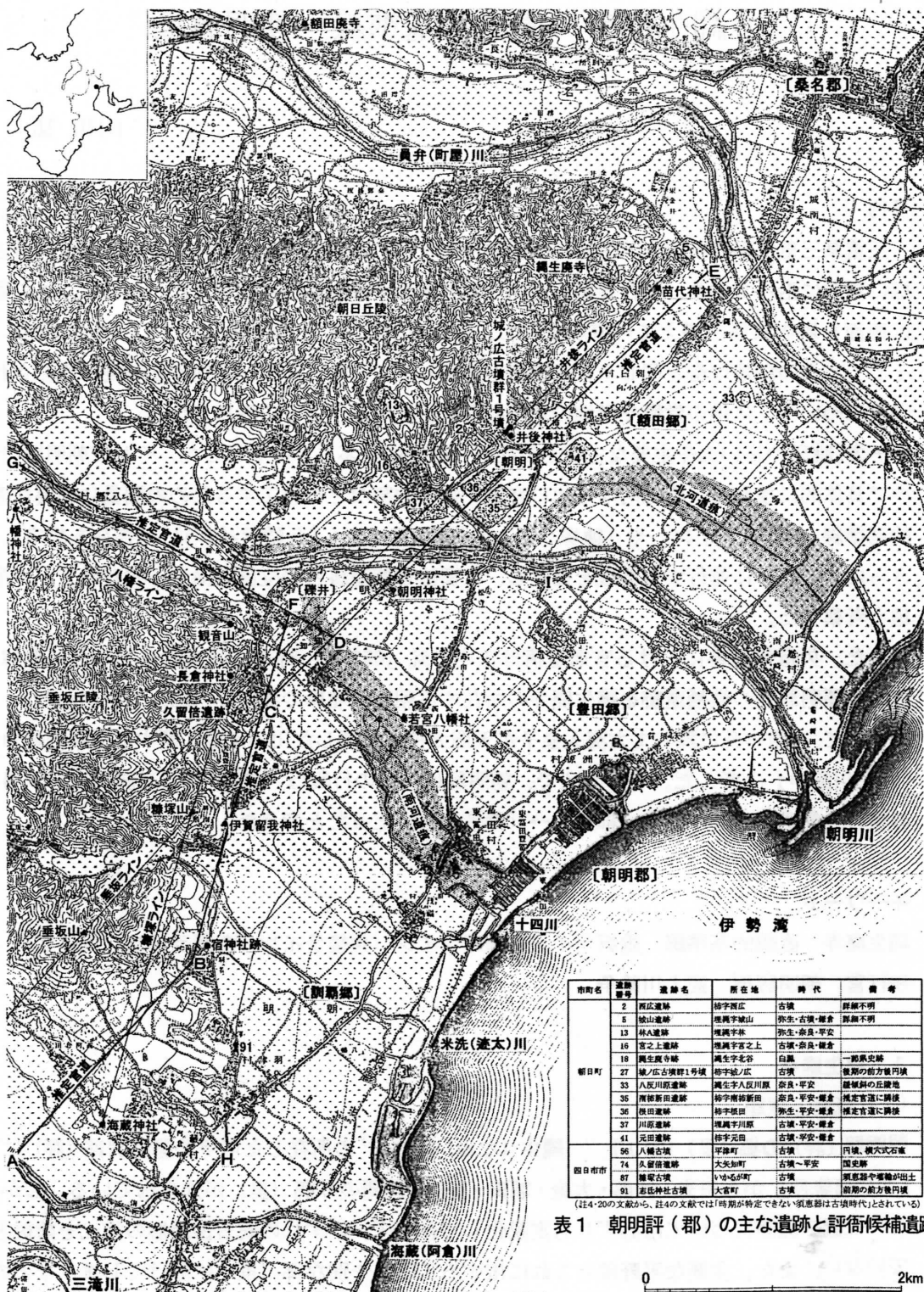


図1 朝明評(郡)付近の地形図(1/50,000、国土地理院「桑名」「四日市」1893年から加筆転載)

市町名	遺跡番号	遺跡名	所在地	時代	備考
朝日町	2	西広遺跡	錦字西広	古墳	詳細不明
	5	城山遺跡	堤岡字城山	弥生・古墳・鎌倉	詳細不明
	13	林山遺跡	堤岡字林	弥生・奈良・平安	
	16	宮之上遺跡	堤岡字宮之上	古墳・奈良・鎌倉	
	18	萬生庵寺跡	萬生字名谷	白鳳	一説史跡
	27	城ノ広古墳群1号墳	柳字城ノ広	古墳	養賢の前方後円墳
	33	八坂川原遺跡	萬生字八坂川原	奈良・平安	養賢の丘陵地
	35	南郷新田遺跡	錦字南郷新田	奈良・平安・鎌倉	横定官道に隣接
	36	横田遺跡	錦字横田	弥生・平安・鎌倉	横定官道に隣接
	37	川原遺跡	堤岡字川原	古墳・平安・鎌倉	
	41	元田遺跡	錦字元田	古墳・平安・鎌倉	
	56	入瀬古墳	平塚町	古墳	円墳、横穴式古墳
四日市市	74	長瀬遺跡	大久保町	古墳～平安	国史跡
	87	藤原古墳	いんが町	古墳	養賢の丘陵地出土
	91	若菜神社古墳	大宮町	古墳	養賢の前方後円墳

(注4・200)文獻から、注4の文獻では時期が特定できない(須恵器は古墳時代)とされている

表1 朝明評(郡)の主な遺跡と評価候補遺跡

始めに必要な最小限の私見を述べておく。

まず、朝明郡（評）の内の海岸平野部は、東流する北の員弁（町屋）川と南の海蔵（阿倉）川に挟まれた範囲と概括できる。そこで、この両河川の間にある朝明川流域について、市街化する前の地形図で等高線や小河川および地名を観察した⁽³⁾。すると、朝日丘陵と垂坂丘陵の間を抜けた付近から下流で、現在の河道よりも南北の位置に河道痕を認めた。この南北の河道痕は同時代のものではなく、こうした地形の形成は地質学的時代だろうが、河川改修のされなかった古代にもその痕跡は残っていたものと思われる。

北の河道は朝日町の南柿新田遺跡(35)⁽⁴⁾の南から北東に、そして南東に流下して「雨水幹線」にその痕跡を留めており、「古川」や「西古川」「中古川」の小字も残っている⁽⁵⁾。したがって、現在の朝明川北岸の「豊田一色」も「豊田」と同様に、北の河道の南側に位置していたのであろう。

南の河道は、四日市市「下さざらい町」の上流（北西）側の字「礫井（さざらい）」付近から南東の富田方面に向けて続く、相対的に低い土地や小川にその痕跡を留めている。おそらく、「礫井」付近は旧河道だったために「礫」の多い土地であり、自ずと地名に取り入れられたのであろう。そして、この下流域は西の十四（十之）川と近接しており、堤防のない古代にあって付近一帯は氾濫原（跡）だったと思われる。この氾濫原（跡）の北の地名は「富田」であり、さらに北接する「豊田」と音や意味が類似している。

以上のように河道痕を推定復元し、これを前提として『和名類聚抄』中の郷名を考えた。すなわち、まず「豊田郷」は、南北の河道痕に挟まれた三角州状の土地のみと理解した方が自然だと判断した。また、「訓覇郷」は、南の河道痕と海蔵（阿倉）川の間にある平野部と丘陵地を分けることなく、同じ郷とした方が無理のない理解だと考えた。すると、残る「額田郷」は、北の河道痕の北方に広がる丘陵地も平野部も含めた一帯だったことになる。

結局、当時の地形に従って素直に理解すると、北の河道痕の北方が「額田郷」、南北の河道痕の間が「豊田郷」、南の河道痕の南方が「訓覇郷」ということになる。以下、小稿ではこのような理解を前提として論述する⁽⁶⁾。

縄生廃寺の所在地（図1・2） 縄生廃寺は、三重県三重郡朝日町縄生字北谷に所在する。伊勢湾北西岸に西から注ぐ員弁川の下流南岸に広がる朝日丘陵上に、塔及び小稿で金堂と推定する版築が確認されている。付近には狭い谷が入り組んでおり、尾根の比高は15 m程である。



図2 縄生廃寺の立地
(1/10,000、註(4)の文献から加筆転載)

現地からの眺望は良くないが、その堂塔は東の伊勢湾方面や北の員弁川方面からも遠望できたであろう。

縄生廃寺は、評（郡）内唯一の白鳳寺院跡であり、前述のように朝明郡（評）内の北東部に位置する額田郷（里）に属すると考えられる。一方、郡（評）南東部の訓覇郷（里）には、丘陵上に久留倍官衙遺跡⁽⁷⁾が所在する。また、北方の員弁川の北岸下流には桑名郡（評）の額田廃寺⁽⁸⁾が、その西方には員弁郡（評）の六把野廃寺⁽⁹⁾が存在しており、両寺も「一郡一寺」の白鳳寺院であつたらしい。

なお、桑名郡（評）の額田廃寺は、朝明郡（評）の縄生廃寺と同名の「額田郷」に所在しており、大和・山田寺所用の山田寺式や「川原寺」式の軒丸瓦は縄生廃寺との「共通性が強いが、型式学的にみてこれに先行する」、と指摘されている⁽¹⁰⁾。

塔の発掘調査（図3） 周知の遺跡だった縄生廃寺は、高圧線用鉄塔の建設計画に先立って昭和61年度（1986）に発掘調査され、白鳳の塔跡が明らかになった。掘込式心礎の舍利穴には舍利容器が原状で遺存し、瓦積基壇や倒壊屋根が検出された。

心礎納置器は、ガラス製の内容器と石製の外容器及び被覆容器としての唐三彩碗で構成されていた。

範囲確認調査 昭和63～平成5年度（1988～1993）には、寺域の範囲確認調査が実施された。その結果、塔の北方で版築が認められた⁽¹¹⁾。ところが、多くの試掘溝が設けられたもののその他の遺構は認められず、寺域の確認には至らなかった。しかし、丘陵上には塔とこの版築だけがあることが確認できた点は大切な成果であつた。

保存問題 原状で発掘された塔心礎納置品は、平成元（1989）年6月に重要文化財に指定され、これをひとつの契機として建設された朝日町歴史博物館に展示保管されている。

一方、塔跡を中心とした現地は、範囲確認調査による寺域の確定ができなかったことと民有地であることなどから、指定には至らずにいた。しかし、その後の町教委の努力によって所有者の同意を得た土地に関しては、平成19（2007）年3月に三重県史跡に指定された。

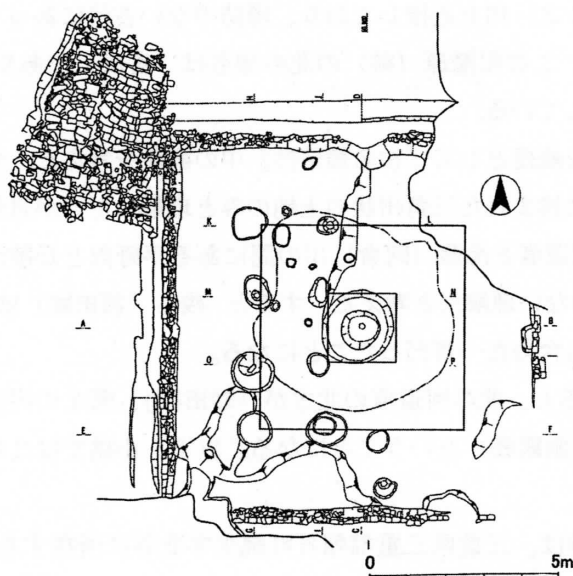


図3 縄生廃寺の塔
(1/200、註(1) aの文献から加筆転載)

今後は、塔や金堂全体の指定に向けた同

意や追加指定・公有化が重要である。
また、過去の範囲確認調査では対象
とならなかった、谷部分における寺
域の調査が望まれる。

(2) 塔

使用尺と復元規模 発掘調査の結果、塔の瓦積基壇は創建当初ではなくて修復されたものだが、「東西長 10.0 m、南北長 10.2 m で、南北中軸はほぼ真北」であった。さらに、「掘形の痕跡から推定できる柱間は 1.8 m の等間」と報告された。また、雨落溝は「基壇外装瓦積から 30cm 前後離れ、幅 40cm 前後」が検出された。

塔の造営時に使われた物差しに関しては、具体的に推定できる根拠は

なかった。ところが、舍利孔は「径 13.5 × 14.5cm、深さ 13.5cm」だが、古韓尺⁽¹²⁾の 1 尺を 27.0cm とすると、13.5cm は古韓尺の 5 寸となる。また、舍利外容器は「胴径 108mm」で、蓋をした器高も 108mm だが、これは古韓尺の 4 寸となる。そこで、塔造営尺を古韓尺 (27.0mm) と仮定すると、初層の平面規模は 3 間 6 尺等間の 18 尺 (4.86 m)、また基壇の出が 10 尺なら基壇規模は 38 尺 (10.26 m)、と推定できる。しかし、古韓尺自体がいまだ不明な点も多いため、以下では 1 尺が 30.0cm の天平尺と仮定して検討しておく。すると、初層平面規模は、報告書のとおり 3 間 6 尺等間の 18 尺 (5.4 m = 18 尺 × 0.3) であろう。そして基壇の出を 8 尺とすると、基壇規模は 34 尺 (10.2 m) となる。また、軒は基壇から 2 尺出ると考えると軒の出は 10 尺になる。したがって、組み物は三手先で軒は二軒という構造が想定される。なお、軒丸瓦は使用されていたが軒平瓦は出土しておらず、平瓦を重ねていたものと推定されている。

建立年代 (図 4) 塔が白鳳期の建立であることに異論はなかろう。しかし、白鳳期の何時頃かに関わる唐三彩碗の検討では、「持統天皇から文武天皇の時代」(690 ~ 707 年)「の対外政策を通じてもたらされた」ものとしたうえで、「大宝元年 (701)、しばらく交渉のとだえていた唐との交渉 (第 8 回遣唐使) も始まる」8 世紀初頭の蓋然性が高い、と示唆されていた。

一方、A 型式軒丸瓦 (山田寺式) は「山田寺の造営年代 641 ~ 676 年」の内で最新の「F 種に近似する」ことから 670 年代が目安とされ、B 型式軒丸瓦 (川原寺式系) は「7 世紀後葉で

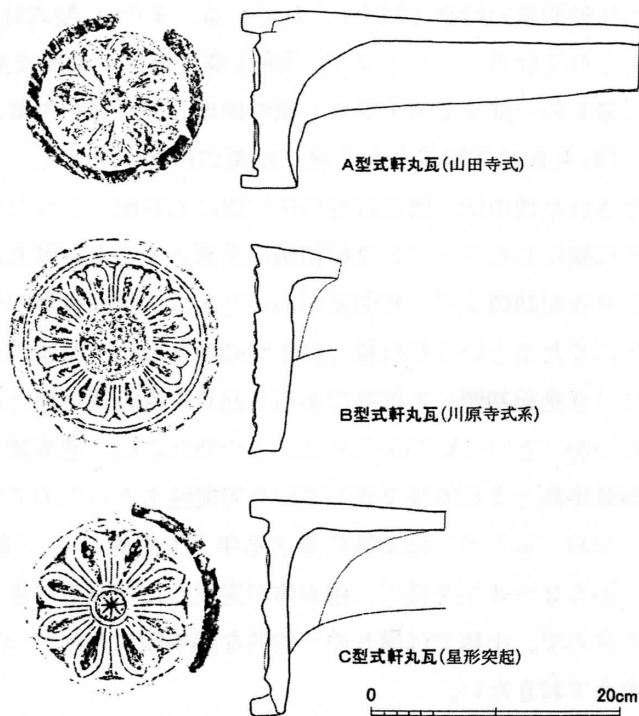


図 4 縄生廃寺の軒丸瓦 (1/6、註 (1) a の文献から加筆転載)

も比較的早い時期に想定」されている。また、C型式軒丸瓦（星形突起）も「7世紀後葉の所産」とされている。そのうえで、「縄生廃寺塔は7世紀後葉～8世紀初頭に造営され、8世紀後半に屋瓦の一部や基壇化粧の瓦積を修理し、9世紀中葉には廃絶した」、と結論付けられている。

「軒丸瓦は3型式とも7世紀後葉の所産」とする一方、造営は「7世紀後葉～8世紀初頭」とされた理由は、唐三彩碗の年代観にも目配りされた故かと思われる。しかし、仮に唐三彩の年代観にしたがって8世紀初頭の造営とすると、軒丸瓦の生産から葺くまでには7世紀後葉から8世紀初頭までの時間差があったか、7世紀後葉の生産とされている全国の白鳳瓦も8世紀代にくだるといふ年代観の修正が必要となり、問題が大変大きくなってしまう。すると、本当に「8世紀初頭」の根拠である8回目以降の遣唐使だけが唐三彩を入手できた唯一の機会だったのか、という疑問が生じる。この時代には、遣唐使以外にも、中央政権を介さずに各地方が朝鮮半島とまだ直接交流していた可能性もあったのではなかろうか⁽¹³⁾。

なお、報告書では造営に要する年月も考慮して、「縄生廃寺においても、舍利容器を安置してから2～4年を経て、塔本体が完成したとみるべきであろう」とも指摘されている。この点も含めて、小稿では屋瓦の一般的な編年観にしたがって、塔は「7世紀後葉」に造営されたと考えておきたい。

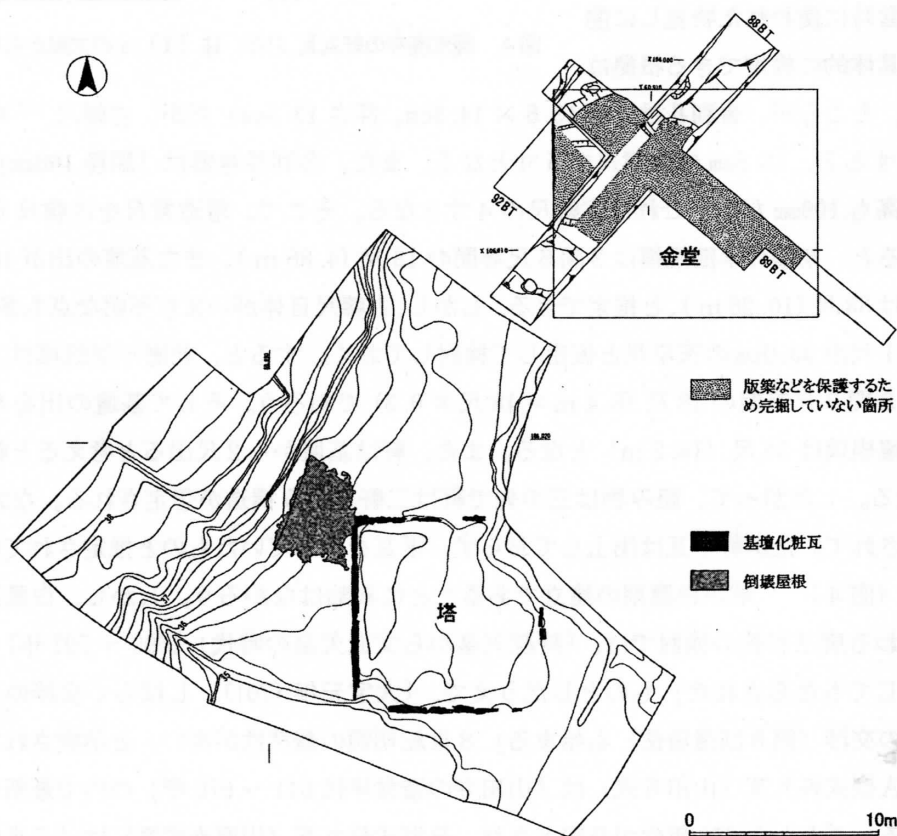


図5 縄生廃寺の塔跡と金堂跡（1/400、註（1）aと（1）bの文献から合成・加筆転載）

(3) 金堂（塔北方版築）

版築の範囲（図5） 塔の北方で確認された版築の範囲は、「南北8m前後、東西15m前後と推定」された。しかし、これらの数値は検出した範囲を塔と同じ真北に沿って測定したものでないらしい。そこで残存範囲を真北に沿って測り直すと、東西13.3m・南北9.6mとなる。

もちろん、版築の範囲、まして現存範囲が基壇の規模と同じとは限らない。しかし他に手掛かりが無いため、まずはこれを根拠として以下に若干の検討を試みておく。

建物の規模（図5・6） 使用尺は不明のため、既述のように1尺を30.0cmと仮定しておく。すると、版築の残存範囲は東西44尺（13.2m）、南北32尺（9.6m）となる。しかし、

ある程度は流失している可能性が高く、特に南側は大きく損壊していると考えられる。そして、塔と同じく柱間は6尺等間で基壇の出は8尺だったと仮定した。すると、建物が東西7間・南北4間だった場合の基壇規模は58尺（17.4m）×40尺（12m）となり、遺存状況にそぐわない。一方、東西が5間だった場合の基壇規模は、46尺（13.8m）×40尺（12m）となり、遺存状況に近似する。したがって、桁行5間・梁行4間の東西棟だった可能性が高い。

建物の性格 各柱間や基壇の出などの具体的な寸法は一試案に過ぎないが、上記のように版築の残存範囲と立地から、桁行5間・梁行4間の東西棟と考えて問題なかろう。この事実に加えて、塔以外に唯一丘陵上に立地すること、版築地業を施していること、後述するように塔と計画的に配置されていること、が注目される。

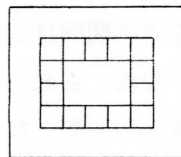
すると、こうした条件を備えた建物は金堂以外に考えられない。そこで、以下では塔北方の版築は金堂であったとして論を進める。

屋根 金堂の周辺からは屋瓦類がほとんど出土していないため、何葺だったかは不明である。報告書の推定のとおり、「非瓦葺」（檜皮葺？）の可能性も否定はできない。また、葺棟や軒棟の可能性も無いではなかろう。

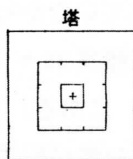
しかし、「非瓦葺」説では、版築を施しておきながら瓦葺きではないのかという疑問が残る。そこで、版築地業は実施したが建物の完成までには至らなかった、という可能性も考慮しておきたい。

(4) 塔と金堂の関係

位置関係（図5・6） 塔と金堂の位置関係を考えるにあたって、1尺を30.0cmと仮定しておく。報告では、「西辺が確認され」ており、「塔基壇の東辺とこの基壇の西辺とがほぼ南北一直線上」、と指摘されている。また、金堂の基壇規模を既述のように復元すると、両基壇の



金堂



塔

0 30 尺

図6 塔と金堂の配置

南北の間隔は 35 尺となる。したがって、塔と金堂が計画的に配置されたことは明らかである。

なお、谷底から尾根上の塔や金堂に行く場合は、傾斜が比較的緩やかな東の谷底から真西に向かって登ったと推定される。すると、登り終えて正面に塔があり、右手即ち真北には金堂がある。したがって塔は東面し、金堂は南面していたと考えられる。

建立順（図 5・6） 金堂は、「版築土内には平瓦 B・C を含んでおり、塔基壇の版築土には瓦が一切含まれていなかった事実を勘案すれば、塔の年代よりも新しいと考えられる」、という。また、塔は標高 35 ～ 36 m に立地するが、金堂は「塔よりも現況で一段低い平坦地で、標高 34.2 m 前後」にある。さらに、塔の方が金堂よりも広い平坦地に立地しており、谷底からの導線の正面には塔が配置されている。加えて、塔所用瓦より古いものは無く、金堂の造営は塔より遅くて未完成だったか非瓦葺きに簡略化されていたかと考えられる。しかし、金堂の桁行は 7 間でなく 5 間であり、白鳳期の金堂の一般的な形態をしている。

以上の点から、塔と金堂は共に白鳳の創建だが、塔が金堂より先に建立されたと推定される。

（5）縄生廃寺の立地と伽藍配置

立地（図 2、表 2） 縄生廃寺と同じ白鳳寺院である三重県名張市の夏見廃寺⁽¹⁴⁾ は丘陵斜面に立地しており、あえて平地を避けている点で両寺は共通している。そして夏見廃寺は、檀越と考えられる夏見氏の居住地だった可能性が高い鴻之巣遺跡⁽¹⁵⁾ から条里遺構に沿った東方に所在し、東西位置も条里地割に沿っているらしい。また、立地する丘陵の頂部には夏見氏の奥津城だった可能性の高い男山古墳群⁽¹⁶⁾ が、条里地割に沿った略北方に存在する。したがって、夏見廃寺の選地には強い計画性が窺える。

一方、縄生廃寺の選地に関しては、夏見廃寺のような条里地割や官道との関係が未解明である。しかし、あえて奥まった痩せ尾根を選んだ理由はそれなりにあったのだろう。そこには、個別地方史にとどまらない古代仏教思想史上の問題も背景にあったかと思われる。

ともかく、縄生廃寺には尾根上に塔と金堂を計画的に配した仏地が認められる一方、講堂や僧坊などの堂舎は尾根上に存在しない。すると、講堂や僧坊などの僧地は、範囲確認調査が及ばなかった谷部分に存在した可能性が残されている。その点、『朝日町遺跡詳細分布地図』では縄生廃寺の範囲に谷までも含めており、適切であろう。ともかく、今後のさらなる調査によって寺域が確定され、保護の手立

てが講じられることが期待される。

伽藍配置（表 2） 平地の寺院では一般に塔と金堂を回廊で囲繞して「仏院」とし、講堂や僧坊・食堂などを築地などで囲繞して「僧院」とし、雑舎なども含めた一連

立地	回廊	堂塔が仏院（地） 規模に納まるか	僧院（地） の堂舎	具体例
平地	有	納まる 計画的配置	計画的配置	額田廃寺
				夏見廃寺
丘陵	無	納まらない 地形に従う	地形に従う	縄生廃寺
				神雄寺跡
				後の「山岳寺院」

表 2 寺院の立地と伽藍配置の変化

の区画範囲内を「寺院」としている⁽¹⁷⁾。ところが、丘陵の南斜面に立地する創建期の夏見廃寺では、比高 2.4 m 程の石段を設け、この上に金堂と塔を並べて仏地とし、下には講堂と僧坊を並べて僧地とし、これらを塀で圍繞して寺院とし、この外に雑舎を並べている。これに対して、縄生廃寺では石段の有無は確認されていないが、地形の上位に仏地を設ける点と、回廊があれば塔と金堂がその中に納まる程度の広さで計画的に配置されている点で夏見廃寺と共通している。しかし、丘陵斜面ではなくて尾根と谷が入り組んだ土地という立地の違いからか、僧地の堂宇が夏見廃寺のように並んでいたとは考え難い。

一方、京都府木津川市の神雄寺跡⁽¹⁸⁾は、低い丘陵に立地する天平期の寺院である。回廊は無く、「建物群は方位が完全に一致するとはいえないが」、「一定の配置関係を考慮」されている。「仏堂」は金堂、「礼堂」は講堂の系譜をひくものであろう。地形的上位には塔と「仏堂」が並び、この下位には「礼堂」、さらに下位の谷底には雑舎が配されている。回廊をもたずに地形的上位を仏地として主要堂塔を計画的に配し、地形的下位を僧地とし、さらにこの外周にその他の雑舎を配している点で、神雄寺跡は縄生廃寺や夏見廃寺と共通している。ただし、仏地の堂塔が回廊規模に収まらない程の広さに散在する点は、縄生廃寺や夏見廃寺とは異なる。一方、僧地の堂舎が整然とは並ばない点で、夏見廃寺とは異なり縄生廃寺とは共通するらしい。

このように平地ではなくて丘陵に立地する寺には、仏地や僧地の建物配置が次第に整然としない例が見られるようになる。それは、自然地形に従って配置される「山岳寺院」へとつながる流れであり、時期差や神仏習合などの思想的背景が考えられる。

2 直線的基準線

(1) 仮説としての直線的基準線

直線的基準線 (図 1・7) 長く直線的な官道や広域に及ぶ条里などの施工には、古代においてもまず全体構想 (グランドデザイン) が策定され、これに基づいた基準測量がなされたはずである。そして、このためには長距離を視認できる見通しの良い基準点が前提として必須であり、広域に及ぶ工事が完了するまではいつでも使用できるように、壊れる恐れのない工区外に設置され、大切に保護されたはずである。また、場所によっては控えも設けられたであろう⁽¹⁹⁾。さらに実際に測量するに当たっては、これらの主要な基準点のほかに距離や高低差によって、補助的な基準点もいくつか設けられたことであろう。

こうした観点から朝明評 (郡) 内の地図を見直すと、以下に「垂坂ライン」「糠塚ライン」「井後ライン」「八幡ライン」と仮称するように、直線的な基準線が推定できる。これらは、見通しの良い山頂や古墳あるいは神社を基準点として一直線に結んだものである。そして、各基準点間は町 (約 109 m) 単位で整数の位置関係にある。さらに、各々の直線的基準線から整数町離れて並行する位置には、官道も推定できる。そのうえ、この推定官道には条里遺構を始めと

して久留倍官衙遺跡や「狭残行宮」推定地も方位と位置が関連するらしい。そこで、直線的基準線上の神社は、測量の中心的な基準点として保護されていたが、後に大切な地点として神聖視され祀られるようになったのではないかと考えられる。

なお、沖積平野に広がる条里遺構にも各基準点から直角に振り込めば、条里地割の決定も容易になったはずである。ただし、想定される基準点は未確認である。

直線的基準線への疑問 このように測量のための直線的基準線が存在したとする仮説には、いくつかの疑問や反論もあろう。まず、偶然ではないか、という疑問が予想される。しかし、複数地点が一直線上に並び、その間の距離も整数値という事実は、偶然にしてはでき過ぎていよう。しかも後述のように類例は多く、並行する官道なども推定可能なのである。

次に、あえて別なところに直線的基準線を設定し、それを平行移動させて官道を設けるのは手間の無駄ではないか、という反論もあろう。しかし、官道は一般に広域に及ぶ条里や官衙などとも関連している。このような事実は、一体的な全体構想（グランドデザイン）に基づいて施工されたことを暗示していると思われる。すると、基準点は全域の工事が完了するまで保存しておくことが必要であり、工事によって壊れる恐れのない工区外に設ける方が合理的だったはずである。

また、基準点は祀られて神社になったとの仮説に対する疑義もあろう。確かに直接的な根拠のない推論に留まっている。しかし、測量技術が一部の特別な技能者だけのものだった時代に基準点を保護しておこうとすると、自ずと神秘化されて祀られることは十分あり得たのではないだろうか。

さらに、基準点を神社の社殿ではなくて、古墳や山頂とすることへの疑問もあろう。しかし、ご神体は正殿に鎮座しているばかりではなく、正殿背後の古墳や山を本来のご神体としている神社は多いことから、突飛な考えでもなかろう。

加えて、取り上げる神社が恣意的という指摘もあろう。しかし、全ての神社が測量の基準点との関わりで祀られ始めたはずもなく、各神社の成立事情は多様だったと考えれば問題ない。

また、各神社の祭神が小論の仮説とは無関係ではないか、という疑問もあろう。しかし、現在の祭神が何であるかはあまり重要ではない。それは、神聖視された地点に何某かの祭神が勧請されて現在に至っていると理解すれば問題ない。

一方、検討作業上の精度に対する疑問もあろう。筆者は、主に五千分の一や六千分の一の遺跡地図を使用し、二万分の一や二万五千分の一の地形図を補助的に利用した⁽²⁰⁾。したがって検討作業の精度があまり高くなく、いくらかの誤差は否定し切れない。しかし、その誤差も論旨に影響する程ではなく、許容範囲内に収まると考えられる。

直線的基準線の類例 朝明郡（評）以外の直線的基準線は、詳細を未検討だが事例は多い。

桑名郡（評）では、星川明神社・額田神社・上野神社と、西桑名神社・南大山田神社・東金

井の春日神社が各々直線的に並び、さらにこの2本の直線は直交している。また、東金井の春日神社・西金井の須賀神社・稗田の稲荷神社・額田神社や、上深谷部の森大明神社・深江神社・西汰上の神明神社・神成町の尾野神社も、各々ほぼ一直線上に並んでいる。

一方、員弁郡(評)の東部でも、長深御厨神社・猪名部神社・八幡新田の八幡神社・員弁町岡田の子良神田神社や、鳥取山田神社・穴太の神田神社・桑名市森忠の神明神社が、各々ほぼ直線的に並んでいる。加えて、伊賀国の名張郡(評)でも多くの神社や夏見廃寺などが条里地割に沿って碁盤の目状に存在し、官道もこれに沿って推定可能である。

以上のように、少し見ただけでも多くの地域で神社や主要遺跡が直線的に並ぶ事例が認められる。このように類例の多い事実とはとても偶然とは考えられず、古代における測量のための直線的な基準線が存在した、という作業仮説の妥当性を示していよう。

また、全国的にも古代の官道が丘陵麓を通る例は多いが、おそらく同じ理由によるものであろう。

(2) 朝明郡(評)下の直線的基準線(ライン)と官道等

「郡伝路」説(図1・7) 朝明郡(評)内では、条里に斜行する「郡伝路」が推定されている⁽²¹⁾。この説では、四日市市の「阿倉川町から大矢知町付近に至る」「ほぼ直線の道路」が「郡家と郡家を結ぶ郡伝路に相当」し、「久留倍遺跡の東側で、多度方面(道なりで直進)と桑名方面(川北→縄尾→桑名)へと、分岐している」としており、興味深い指摘である。

ただし、この間を一本の直線道と捉えることには無理があるう。また、朝日丘陵まで直進させると官道の痕跡は見出し難い。

しかし、B-F間やC-E間は説得的であり、小稿でも従いたい。

「駅路」説(図1・7) 「駅路」については、海蔵(阿倉)川の北岸(A)からB地点を経て「蒔田村と豊田村の字堺」(I)に至る、「側溝心間で15メートル級の直線官道(駅路)」を推定する説も提示されている⁽²²⁾。古い地形図から道路跡や条里の余剰帯を析出するなど、興味深い指摘である。

ただし、現存の条里遺構がそのまま古代の姿を伝えているのか、という基本的な疑問が拭えない。また、論述されていないが、もしそのまま北進するなら朝明川や員弁川の下流域では近世の東海道よりさらに海岸寄りになってしまい、古代における官道の立地としての安定性に疑問が残らざるを得ない。

しかし、「微高地上に、条里地割と重なりあう直線的な」部分(A-B)を官道と見る説は説得的であり、小稿でも従いたい。

垂坂ラインと官道(図1・7、表1、写真1・2) 訓覇郷(里)の垂坂山と糠塚山を結んだ、東偏約42度の直線的基準線を「垂坂ライン」と仮称する。両山頂は、共に南東方向への見通しが良い。糠塚山(別名「^{いつきやま}斎宮山」または「額突山」)は、甘南備形の独立丘である。山頂に



写真 1 垂坂山（東から）



写真 2 糠塚山（南東から）

は後期の糠塚古墳が知られており⁽²³⁾、南麓には式内社である伊賀留我神社が鎮座している。

官道は、垂坂ラインの南東7町に並行する線（A - B）と推定され、上記の「駅路」説と一部が重なる。なお、B地点から2町東の延長線上には、宿神社が明治に合祀されるまで鎮座していた⁽²⁴⁾。この地点は、測量のための控えの基準点として好位置である。

糠塚ラインと官道（図1・7、表1、写真2） 訓覇郷（里）の海蔵神社と糠塚山・長倉神社を結んだ、東偏約15度の直線的基準線を「垂坂ライン」と仮称する。海蔵神社から糠塚山までは23町、糠塚山から長倉神社までは10町を測る。糠塚山も長倉神社も、東方への見通しは良い。また、両社の正殿は共に地形には従わず、垂坂ラインと同様な方向を向いている点は注目に値する。海蔵神社は、測量のための控えの基準点かと考えられる。

官道は、糠塚ラインの東3町に並行する直線（B - C - F）と推定される。先に触れた「郡伝路」説の一部とほぼ重なる「多度道」であり、垂坂ラインに並行する推定官道（A - B）がB地点で北折したものである。C地点は、そのまま北に直進したF地点から西に折れて杖部郷（里）方面（G）に向かう道と、北東のD・E地点に向かって桑名・多度方面に行く道との分岐点である。さらに加えて、久留倍遺跡のI期官衙の正殿から2町の地点でもあるらしく、変形十字路だった可能性がある。なお、多度に向かうにはF地点方面に「道なりで直進」⁽²⁵⁾するのではなく、D・E地点や桑名を経由したと考えられる。

井後ラインと官道（図1・7、表1） 糠塚山から北西に3町さらに北東に35町で額田郷（里）の城ノ広古墳群1号墳の後円部頂に至り、ここから北東15町で苗代神社の裏山に至る。これは北で東に約45度振れる直線的基準線であり、「井後ライン」と仮称する。両地点共に東方への見通しは良い。城ノ広古墳群1号墳は、その墳形及び須恵器や耳環が出土したことから後期に属すると考えられ、後期としては朝明評内で唯一知られている前方後円墳である。そして、式内社である井後神社は、城ノ広古墳群1号墳を背に鎮座している。一方、苗代神社は朝日町縄生に鎮座する式内社である。この社殿は朝日丘陵の東斜面に位置するが、地形には従わずに井後ラインと同じ南西を向いている。そして、社殿裏の山頂部は南北にも東にも眺望が良く、基準点に相応しい。

官道は、井後ラインから南東2町に並行する線（C-D-E）の蓋然性が最も高い。この直線は、後述する朝明評（郡）衙跡の候補遺跡や旧小字「朝明」の地とも接しており、丘陵麓で安定した場所でもあり、官道として相応しい。付近の条里遺構とも整合的である。さらに、後述するように「狭残行宮」跡の可能性のある朝明神社も、この推定官道に南接している。一方、この官道推定線より北西方面は朝日丘陵であり、官道の痕跡は認めがたい。また、あまり東方の沖積地も低地となり、当時の海岸線を考えると官道が存在した可能性は低く、近世の東海道よりも内陸だったと考えておきたい。

八幡ラインと官道（図1・7、表1） 若宮八幡神社と観音山・八幡神社を結んだ直線的基準線であり、西で北に28度程振れている。以下、これを「八幡ライン」と仮称する。観音山も八幡神社も北方への見通しが良く、建物は八幡ラインと同じ方向を向いている。若宮八幡神社から観音山までは14町、観音山から八幡神社までは17町を測る。若宮八幡神社は、四日市市西富田町に鎮座しており、稲荷社も祀られている。ここは控えの基準点だったかと考えられる。観音山は、垂坂丘陵の北東端にある。境内には天満宮も祀られており、東面している。背後の頂部が基準点と考えられる。八幡神社は、四日市市平津町に鎮座している。社地は西に延びる細く低い尾根上にあり、社殿は尾根の西側のやや下がった位置で東面している。現在の参道には八幡古墳の石室が開口しているが、参道の南側にも円墳が並んでいる。中でも墳頂に小社のある古墳が最高所にあり、古い参道もここに続いている。そこで、この古墳が基準点だったと推定される。

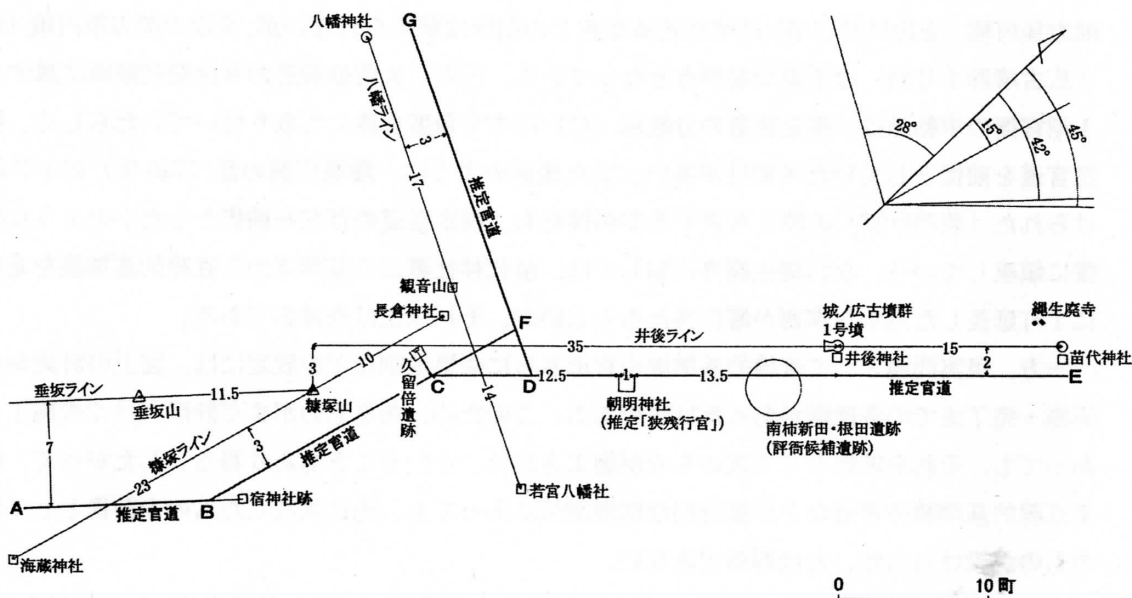


図7 推定官道と主な遺跡等の位置関係

官道は、八幡ラインの北3町に平行する線（F-G）と推定される。現状では一部が朝明川に掛かるが、丘陵麓に最寄りの整数町の位置である。これより南方は丘陵地であり、北方は朝明川が蛇行しており、共に官道は推定しがたい。なお、この部分の推定官道は、先述の「郡伝路」説にほぼ重なるもので、条里遺構とも整合的であり、杖部郷（里）方面に続いている。

（3）朝明地域における直線的基準線（ライン）の起点と成立期

直線的基準線（ライン）の起点（図1・7、表1、写真1・2） 訓覇郷（里）には、朝明郡（評）内で唯一確認されている、前期の前方後円墳である志氏神社古墳が所在する。しかし、この古墳と直線的基準線との関係は認められない。ところが、糠塚山^{いつきやま}（斎宮山）は直線的基準線に深く関わる。この糠塚山は、訓覇郷（里）で最も良く目に付く独立丘であり、甘南備山だったかと考えられる。さらに、この山頂には後期の糠塚古墳が知られている。

一方、額田郷（里）には、朝明郡（評）内で唯一確認されている後期の前方後円墳である城ノ広古墳群1号墳が、式内社である井後神社の裏山に所在していた。そして、白鳳寺院である縄生廃寺も同じ額田郷（里）にあった。

したがって、朝明地内の最有力地は、古墳時代の前期から後期に訓覇から額田へ遷ったと考えられる。ただし、訓覇はその後も額田に続く有力地域だったのであろう。このように、訓覇では糠塚山、額田では城ノ広古墳群1号墳が中心的な位置を占め、両者を結んだ直線的基準線（井後ライン）が朝明郡（評）域全体を規定しているが、上述のような歴史的背景があった故なのであろう。

直線的基準線（ライン）の成立期（図1・7、表1、写真1・2） 前述のように、前期の前方後円墳（志氏神社古墳）は直線的基準線との関係は認められないが、後期の前方後円墳（城ノ広古墳群1号墳）は主要な基準点となっている。一方、久留遺蹟跡の8世紀初頭頃に属するI期官衙の中軸線は、推定官道の分岐点（C）にやや角度を違えて取り付いていたらしく、推定官道を前提としていた可能性が高い。また後述のように、藤原広嗣の乱（740年）の年に設けられた「狭残行宮」の跡と推定する朝明神社も、推定官道の存在を前提としたかのような位置に鎮座している。なお縄生廃寺に関しては、苗代神社裏山の基準点から直線的基準線を北東に1町延長した点から真西が塔に当たるらしいが、それ以上は未確認である。

一方、現実問題として直線的基準線や官道さらに条里地割などの設定には、図上の計画から実施・完了までの各段階があったはずである。このため、あるものがまだ計画だけで未施工であっても、それを前提として次のものが施工された、ということもあり得る。したがって、例えば直線的基準線や官道などが整合的な位置関係にあっても、先に実在したものを前提として次のものが設けられた、とは即断できない。

いずれにしても、評（郡）域程という広い地域に全体構想（グランドデザイン）が設けられ、これに基づいて直線的基準線が置かれたのが、古墳時代後期からとは一般論として疑問である。

しかし上述のようなあり方から、前方後円墳の存在が記憶されていた頃に計画された可能性はある。そして、官道は8世紀前半には少なくとも計画は存在していて、久留倍官衙遺跡や「狭残行宮」の場所を決めるための前提にもなったらしい。

結局、直線的基準線（ライン）や官道などは、古墳時代後期以後かつ8世紀前半以前に計画あるいは施工されていた蓋然性が高い、と考えられる。

（4）「狭残行宮」

狭残行宮（図1・7） 藤原広嗣の乱（740年）時の聖武天皇行幸に係る「狭残（さざらい）行宮」については、久留倍遺跡に求める意見もある⁽²⁶⁾。しかし、久留倍遺跡はほぼ全面発掘された結果、行幸時には正倉院であったことが明らかで、行宮に相応しい廂付建物群は認められない。行宮の建物ではないかとして注目された長大な掘立柱建物も、「正倉の建物には倉と屋」がある内の「屋はほとんどが側柱建物構造で無廂の土間ないし平地床の倉庫」に相当するものである⁽²⁷⁾。したがって、これは正倉の一部と考えられ、行宮の建物とは考えがたい。

一方、冒頭の「朝明郡（評）の郷（里）」の節でも述べたように、朝明川は南北に河道痕があつて古代には三角州状の地形だったと推定される。その内の南の河道痕は、「礫井」付近から「富田」方面に流れていたものと推定したが、旧河道の地なら「礫」も多くて地名に取り入れられたのも自然であろう。「礫」の多い河道痕付近に「礫井」の地名が残っているのに対して、台地上の久留倍遺跡には「礫」がほとんど見られない。また、久留倍遺跡の所在地は「大矢知」であり、「礫井」ではない⁽²⁸⁾。そしてこの行宮は、「大矢知行宮」でも「訓覇行宮」でもなく、「狭残行宮」と呼ばれていた。したがって、やはり「狭残行宮」は久留倍遺跡ではなく、「さざらい」付近に設けられたのであろう。

ところが「礫井」付近では、推定官道に近接する「狭残行宮」跡の可能性のある周知の遺跡は見当たらない。しかし、既述のように官道を推定した場合、城ノ広古墳群1号墳から南西に13.5町、久留倍官衙遺跡前（C）から北東に12.5町の地点、さらに南半町の地点には、朝明神社が鎮座している。したがって、これを1町四方の行宮跡と見ると、このほぼ中央に朝明神社の正殿が位置していると見ることができる。すると結局は整数町の位置関係となり、偶然とは考えがたい。そこで、朝明神社は「狭残行宮」跡が祀られたものではないか、と推定しておきたい⁽²⁹⁾。

なお付言すると、このように旧河道近くであったからこそ、大伴家持も（おそらく朝明川から）沖へ漕ぎ行く小船が見えたと言えたのであろう⁽³⁰⁾。

3 朝明評衙

久留倍遺跡（図1・7） 縄生廃寺は朝明評（郡）額田里（郷）に属するが、評（郡）衙の所在地は不明であった。ところが、朝明川対（南）岸の訓覇郷（里）に所在する久留倍遺跡が

発掘調査され、大型の掘立柱建物が並ぶ地区は、平成 18（2006）年 7 月に「久留倍官衙遺跡」として国史跡に指定された。

そしてこの発掘調査の進展に伴って、久留倍遺跡は 7 世紀以降半に成立した郡衙跡らしいとする情報が出されたこともあり、朝明評（郡）衙の議論が活発化した。しかし、その後の本報告書では、官衙の成立は「7 世紀末から 8 世紀初頭」とされた⁽³¹⁾。

やはり、久留倍遺跡の官衙遺構は 8 世紀初頭頃に成立したと考えるが穏当であり、壬申の乱（672 年）当時朝明評衙が存在したとは考え難い。結局、久留倍官衙遺跡が調査された今でも、壬申の乱当時の朝明評衙は依然として不明と言わざるを得ない。

評・郡衙周辺寺院 朝明の評督（造）層⁽³²⁾は、7 世紀後葉に創建された縄生廃寺の檀越でもあり、縄生廃寺と同じ額田郷（里）を本貫地として同地内に評衙を置いていた可能性が高いのではなかろうか。「朝明評家（三重県三重郡朝日町埋縄付近か）」とする見解は妥当とすべきであろう⁽³³⁾。

そして、縄生廃寺は朝明評（郡）で唯一知られた白鳳寺院であるが⁽³⁴⁾、一般にいわれる「一郡一寺」の場合は、「評・郡衙隣接寺院」か「評・郡衙周辺寺院」である例が多いという⁽³⁵⁾。しかし縄生廃寺の場合は、周辺の狭く入り組んだ地形から、隣接地に評・郡衙が存在したとは考えられない。

そこで、「評・郡衙周辺寺院」の可能性を念頭に置いて、以下に縄生廃寺の所在する額田郷（里）内で、評衙跡の可能性のある遺跡を検討してみよう。

朝明評衙跡の候補遺跡（図 1・7、表 1） まず、額田郷（里）内で 7 世紀後葉頃の可能性のある遺跡を『朝日町遺跡詳細分布地図』から抽出した⁽³⁶⁾。次に、その中で丘陵にあつて地形的に無理、標高が低すぎる、狭すぎる、発掘調査の結果から考え難い、などの遺跡を除外した。その結果、西広（2）・城山（5）・林 A（13）・宮之上（16）・八反川原（33）・南柿新田（35）・根田（36）・川原（37）・元田（41）の 9 遺跡が残った。

これらを個別に見ていくと、西広遺跡は丘陵上にあり、「住宅地となっており詳細不明」である。城山遺跡も「住宅地となっており詳細不明」で、縄生廃寺に近いが評域の北端に偏り過ぎている。林 A 遺跡と宮之上遺跡は、谷に入り込んだ位置である。八反川原遺跡は北に偏り過ぎるうえ、元田遺跡と同様に標高 2 m 足らずの低地に位置する。南柿新田遺跡と根田遺跡及び川原遺跡は、いずれも朝日丘陵裾の標高約 4 m 以上の沖積平地に立地する。そしてその時代は、南柿新田遺跡が「奈良・平安・鎌倉」であるのに対して、根田遺跡が「弥生・平安・鎌倉」、川原遺跡が「古墳・平安～鎌倉」とされている。「奈良」時代を含む点で南柿新田遺跡の可能性がより高いかとも思われるが、「時期が特定できない須恵器は古墳時代」とされており、川原遺跡にも可能性が残る。なお、南柿新田遺跡と根田遺跡は、JR 関西本線によって分けられているが、一つの遺跡だった可能性が高かろう。ともかく、このように 3 遺跡は沖積地に立地

しているが河道痕は及んでおらず、弥生・古墳時代以来の人跡も認められる。そして、共に朝明川にも近くて水運の便も良い。

また、この南柿新田・根田遺跡には、先述した推定官道（C-D-F）が通り、東の隣接地には「朝明」という古小字名もあった⁽³⁷⁾。さらに推定官道の南西には、先述したように「狭残行宮」跡の可能性もある朝明神社が南接している。加えて、南柿新田・根田遺跡の北方には朝明評（郡）内で唯一確認された後期の前方後円墳である城ノ広古墳群1号墳が所在し、その背後には式内社の井後神社が鎮座している。このように、古墳時代後期以来、朝明川北岸は朝明評（郡）において最も有力な地域だったと考えられる。また、冒頭の「朝明郡（評）の郷（里）」の節でも述べたように、古い朝明川の北河道痕が南柿新田・根田遺跡の南から東に流下していたと推定される。したがって南柿新田遺跡を中心にみると、東には河川が、南には朝明川の氾濫湿地が、西には官道が、北には丘陵があったことになる。

以上のように、朝明評衙候補として有力な遺跡は、いずれも縄生廃寺からほぼ2km以内にある。したがって、縄生廃寺は「評・郡衙周辺寺院」の範疇に入る可能性が高い。要するに、「一郡一寺」の白鳳寺院である縄生廃寺の存在する朝明川北岸の額田郷（里）は、朝明評における評督（造）一族の本貫地として相応しい歴史をもっていたと考えられるのである。

4 壬申の乱の行程

迹太川論争(図1) 『日本書紀』に見る「壬申の乱」に際しての大海人皇子の行程は、「迹太川」→「男依」の報告→朝明「郡家」→員弁（町屋）川の渡渉→「桑名郡家」だったとされている。この道順を重要な手掛かりとして朝明評衙の所在地を探求する研究史は永いが、この問題でひとつの鍵となるのが、大海人皇子が天照太神を望拝した「迹太川」の比定である。そこに縄生廃寺と久留倍遺跡が発掘調査され、迹太川問題は新しい局面を迎えた。すなわち、迹太川を三滝川との「合流点以東の海蔵川」と比定した岡田登説⁽³⁸⁾と、米洗川に比定した久志本鉄也説⁽³⁹⁾が提示された。両氏は私信も交えて論を深められており、その成果はそれまでの研究史とは一線を画する。そこで、これを「迹太川論争」と呼んでおきたい。

ところが、発掘調査中に出された久留倍遺跡は7世紀後半からの評（郡）衙跡とする情報は、岡田説に影響を与えてしまっている。しかし既述のように、壬申の乱（672年）頃の久留倍遺跡に官衙遺構は認め難い。そのため、小稿では当時の朝明「郡家」は額田郷（里）に存在した可能性が高いと考えた。ただし、朝明「郡家」が久留倍遺跡ではなくて額田郷（里）にあっても、岡田・久志本両説の「迹太川」理解に抵触するものではない。

壬申の乱の行程(図1) 筆者は、「迹太川」米洗川説に妥当性を認めている。しかしながら、「迹太川」を米洗川としたうえで久留倍遺跡を朝明「郡家」とすると、その間は1.5km程で普通に歩いても十数分で着く距離に過ぎない。すると、大海人皇子が米洗川から久留倍遺跡まで「至

らんとする」十数分の間に、「男依」が到着して不破の関を塞いだ旨の報告をしたことになる。このような短時間内でもあり得ないわけではないが、やはり可能性は低だろう。

その点、朝明「郡家」を朝明川の北方に想定すると、米洗川からは直線の最短距離でも3.5km程あり、実際には4km程はあったであろう。さらに、朝明川（南と北の河道痕）の渡渉にも時間を要したはずである。すると、このように相対的に長い時間の方が「男依」の報告を受けた蓋然性は高いはずである。これは蓋然性の問題に過ぎないが、既述のように壬申の乱当時であって、朝明評督（造）層が額田郷（里）に蟠踞して同地に朝明「郡家」も置かれた、とする理解には有利である。

そして何より、既述のように当時の久留倍遺跡に官衙はまだ成立していないのである。またやはり既述のように、朝明川北方の額田郷（里）には、縄生廃寺を始めとして井後ラインでも中心的な位置を占める後期の前方後円墳や式内社の井後神社などという地域的優位性を示すものが多く、朝明「郡家」の存在した可能性も高いと考えられる。

結局、壬申の乱の行程は、「迹太川」（米洗川）→「男依」の報告→朝明川の渡渉→額田郷（里）所在の朝明「郡家」→員弁（町屋）川の渡渉→「桑名郡家」、だったと考えられる。ただし、「男依」の報告と朝明川渡渉との前後関係は逆だった可能性も否定し切れない。

5 おわりに

縄生廃寺の塔北方版築は金堂であって創建期は7世紀後葉ではないか、官道や条里などという広域的な地割りのためには見通しが良くて施工中にも保存できる場所に直線的な基準線が設けられたのではないか、壬申の乱に際して大海人皇子が望拝した「迹太川」は米洗川ではないか、久留倍官衙遺跡は壬申の乱時点まで遡らないだろう、朝明評衙は額田郷（里）にあったのではないか、などという問題意識を縄生廃寺や久留倍遺跡が発掘調査されて以来もっていた。それにも拘らず、今日まで無為に歳月を過ごしてきた。その内に、「迹太川」米洗川説は久志本氏がよりの確に詳説され、筆者の付言する余地はほとんど無くなった。それでも、上記のその他の問題には、検討の余地がまだ残されていると思われた。

奇しくもこれらの課題にやっと着手し始めた2015年11月26日、早川裕己氏の訃報に接した。氏とは三重県教育委員会で同僚だった以来の関係で、愛すべき人柄が偲ばれる。末尾になりましたが、哀悼の意を表します。

〔註〕

- (1) a 早川裕己ほか『縄生廃寺跡発掘調査報告』（朝日町教育委員会、1988年）
b 早川裕己ほか『縄生廃寺跡範囲確認調査報告Ⅱ』（朝日町教育委員会、1995年）
- (2) 郷名に関する従来の説を代表するものとして、下記の文献をあげておく。

四日市市役所『目で見る郷土史 四日市のあゆみ』(1978年)のp.44～47

(3) 検討作業には、主に下記の地図を利用した。

a 国土地理院「桑名」「四日市」(1/20,000、1893年)

b 国土地理院「桑名」2002年、「菰野」2001年、「四日市西部」2007年、「四日市東部」2007年(1/25,000)

(4) 以下、朝日町の遺跡については下記を参照し、表1にまとめた。

朝日町教育委員会『朝日町遺跡詳細分布地図』(2003年)

(5) 小字名については、下記の文献を久志本鉄也氏にご教示いただいた。

川越町『川越町史』(2006年)のp.24

(6) なお、下記の地図によると、寛文(1661～1672)年中より「往古」には、朝明川は「川北」村の南を流れ(前川)、「川北」村は現朝日町埋縄と接続していたという。現在も朝明川の両岸に残っている「川北」の地名は、この頃の名残らしい。ただし、この河道は小稿の問題とするより後のもので、古代には「川北」も上記のように南北の河道痕に挟まれた豊田郷地内であったと考えられる。

寛政8年(1796)の「朝明郡内桑名藩領絵図」(四日市市『四日市市 第6巻』(1992年))

(7) 清水政宏ほか『久留倍遺跡5』(四日市市教育委員会、2013年)

(8) 小玉道明「額田廃寺発掘調査概要」(額田廃寺発掘調査会、1965年)、『桑名市博物館紀要』第1号(桑名市博物館、1987年)に再録。

(9) 鈴木敏雄『三重懸古瓦圖録』(樂山文庫、1933年)

(10) 註(1) aの文献。以下、塔と瓦についても同じ。

(11) 註(1) bに同じ。以下、塔北方版築についても同じ。

(12) 新井宏『まぼろしの古代尺』(吉川弘文館、1992年)

(13) 例えば筆者は、伊賀国山田郡の白鳳寺院である鳳凰寺廃寺の軒丸瓦に関する製作技法を「鳳凰寺技法」と呼び、その技法の原郷は朝鮮半島にあってその系譜は大和以外の地方に見られることから、中央を通さない海外交流が7世紀後半にはまだあったと考えた。

a 中嶋千年・山田猛『鳳凰寺遺跡第二次発掘調査報告書』(大山田村教育委員会・大山田村遺跡調査会、2000年)

b 山田猛「三重の古瓦再考—鳳凰寺技法の新資料—」(『研究紀要』第10号、三重県埋蔵文化財センター、2001年)

(14) a 水口昌也『夏見廃寺』(名張市教育委員会、1988年)

b 山田猛『夏見廃寺の研究』(夏見廃寺研究会、2002年)

(15) 水口昌也・門田了三『鴻之巣遺跡・小谷遺跡・小谷古墳群』(名張市遺跡調査会、1991年)

(16) 門田了三『男山古墳群 上山古墳群』(名張市遺跡調査会、1994年)

(17) 下記で「仏地」「僧地」とする例の内で、圍繞施設のあるものを小稿では「仏院」「僧院」と呼んだ。なお、関連雑舎は「寺院」の内外両方にあり得る理解としておく。

上原真人「仏教」(『岩波講座日本考古学4 集落と祭祀』岩波書店、1986年)

(18) 大坪州一郎ほか『神雄寺跡(馬場南遺跡)発掘調査報告書』(木津川市教育委員会、2014年)のp.91・92

(19) 条里が小稿で問題とする7・8世紀に施工されていたとしても、現存の条里遺構とどの程度一致していたか明らかではない。したがって、小稿では現存条里に関しては大まかに整合しているか否かを見るに止めておく。

(20) 検討作業は、主に註(2)・(3)の文献と下記を使用した。

a 四日市市教育委員会『四日市市遺跡地図』(1985年)

b 四日市市教育委員会『四日市市遺跡地図—改訂版—』(1994年)

- (21) 岡田登「壬申の乱及び聖武天皇伊勢巡幸と北伊勢一朝明郡家跡の発見を契機として」(『史料』第191・192号、皇學館大学史料編纂所、2004年)
- (22) 久志本鉄也「朝明郡の古代官道に関する一考察」(『三重県史研究』第29号、三重県、2014年)
- (23) 以下、四日市市内の遺跡に関しては註(20)の文献を参照し、表1にまとめた。
- (24) 註(6)の地図にも掲載されているが、その位置は註(2)aの地図(「四日市」明治24年測量、二万分の一)で確認した。
- (25) 註(21)の文献のp.4
- (26) 註(21)に同じ。
- (27) 山中敏史「Ⅶ 郡衙」(『古代の官衙遺跡Ⅱ 遺物・遺跡編』独立行政法人 文化財研究所 奈良文化財研究所、2004年)
- (28) 註(6)の地図などでは別な集落として書き分けられており、「礫井」が「大矢知」に含まれたのは後世の合併の結果と思われる。また、朝明神社と「礫井」は地形的にも地質的にも一体であることから、朝明神社の所在地が「礫井」地内だった可能性は十分あろう。
- (29) 朝明神社のある川北村は「往古埋繩村ト接続」していたが、貞亨元(1684)年の洪水で当社は現在地に遷座されたとの「口碑」もあったらしい。しかし、もし「口碑」のとおりが史実だったとしても、ほかならぬこの地に「瑞兆アリテ」「今の処」が遷座の地に選ばれた、その背景が気になる。そこが神聖な土地である、という共通認識があったが故ではなかろうか。やはり、推定官道沿いの整数町の位置にあることから、「狭残行宮」の跡地が後世にまで聖地として意識されて祀られてきた可能性を考えておきたい。なお、この「口碑」は下記文献aを文献cで引用したとされているが、文献a及びその復刻である文献bの中での被引用箇所を筆者は確認できなかった。
- a 片山器撰『桑名志』(天保6年〔1835〕自序)
- b 「桑名志」(『桑名郷土誌叢書』第10編、北勢史談会、1953年)
- c 三重県神社庁『三重県神社誌』(1919年)のp.407
- (30) 大伴家持「御食國 志麻乃海部有之 真熊野之 小船尔乘而 奥部榜沖所見」(『万葉集』1033)
- (31) 註(7)の「一科学分析・総括編一」のp.58
- (32) 朝明郡と船木氏との関連は早くから指摘されている。
- (33) 遠山美都男『壬申の乱』中央公論社、1996年)のp.142
- (34) 繩生庵寺は、一名が「朝明寺」であった可能性もあろう。
- (35) 山中敏史ほか『郡衙周辺寺院の研究—因幡国気多郡衙と周辺寺院の分析を中心に—』(独立行政法人 文化財研究所 奈良文化財研究所、2006年)
- (36) 註(4)に同じ。以下の引用も同じ。
- (37) 朝日町『朝日町史』(1974年)のp.253
- (38) 註(21)に同じ。
- (39) a 久志本鉄也「壬申紀「迹太川」小考」(『研究紀要』第22号、三重県埋蔵文化財センター、2013年)
- b 久志本鉄也「東大寺領三重庄の所在地に関する一考察」(『三重の古文化』98、三重郷土会、2013年)
- c 久志本鉄也「「迹太川」米洗川説についての補足的諸考察」(『三重の古文化』99、三重郷土会、2014年)